

事業実績（研修）報告⑦

1. 研修の概要

- (1) 目的 新年度予算、介護保険の現状と今後について
- (2) 日時 令和5年1月28日（土）
- (3) 場所 東京都渋谷区代々木 婦選会館
- (4) 参加者 鈴木規子

2. 研修の内容と所感

市川房枝政治参画フォーラム「2023年度予算、国・自治体はどう動く」

① 「国の新年度予算編成から自治体財政の見通しを読み解く」

講師 菅原敏夫氏（前地方自治総合研究所委託研究員）

- ・23年度の国の税収は、法人税の大幅な伸びによって増収が見込まれるなか、1月半ば、総務省による「地方財政の見通しと予算編成の留意事項63」が全国の自治体と議会に示された。これによって、私たちが抱える政策課題がどのように動くのか、税の再分配と財政の役割、特に「人への投資」についてはどうだろうか。ここがポイントである。
- ・留意事項No.10は、「地域の人への投資」である。重要なのが、中身は新流行語の「リスキリング」だけである。早晚、批判されるだけだろう。一昨年から保健師の増員が決まっており、23年度は児童福祉士、児童心理士の増員も始まる。しかし、自治体全体の給与関係費は大幅な引き下げだ。総務省はいろいろ言い訳しているが、説得力はない。自治体・公共部門への「人への投資」は行われないということだろう。
- ・No.34では、「令和5年度に平年度化する保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する介護職員を対象とした診療報酬、介護報酬等における収入を3%程度引き上げるための措置の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている」とある。これは要注意で、公立保育所、幼稚園は含まれない。今は、こうした措置改善を自治体の予算で行っているものだが、新年度も「地方交付税措置」に留まる。
- ・必要不可欠として挙げられるのは、やはり人への政策である。自治体直接でいえば、公共サービスの担い手を増やすこと、待遇を改善することになろう。子ども家庭庁の設置もあって、子ども施策は脚光を浴びている。しかし、子ども手当は増額できてもサービスは簡単には増やせない。実効性は綿密な工夫を要する。
- ・保育士では70年変わらない配置基準が問題視され、増員が求められているが、国としては民間保育所への補助金にとどまりそうだ。また、この3年間で保健師、児童福祉士や心理士の増員は行われるが、具体的なサービスの増加に結びつくのかどうか実効性はなかなか見えない。

- ・少しずつ条例が増えてきた「ケアラー・ヤングケアラー」に対する人へのサービス提供、投資については、条例も必ずしも新しいサービスを構想できていない。ヤングケアラーにスポットがあたった分、ケアラー全体の政策はむしろ足踏みしているくらいだ。サービスの拡充のためには、処遇の改善、「なぜ賃金は上がらないのか」を解明できなければならない。
この混迷は、賃金の理論と分析を担ってきた現代経済学の新たな危機の象徴かもしれない。

【所感】

受講した自治体議員として何ができるのか非常に悩ましいが、過去最高額となる地方交付税をどう活かしていくのかを必死に考え、議会での提言に換えていかなければならないとの思いを新たにした。

② 「2024 年の介護保険」

講師 小竹雅子氏（市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰）

- ・介護保険制度は、2000 年の開始から 23 年目となる。それまでの自治体による措置制度から一転、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして始まった。基本理念は次の 3 点である。
 - (1) 自立支援～単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
 - (2) 利用者本位～利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度。
 - (3) 社会保険方式～給付と負担の関係が明白な社会保険方式を採用。
- ・現在、加入者は 40 歳以上の人たち約 7,640 万人である。介護保険制度は 3 年毎に「法律・介護報酬・基準」について見直しが行われ、その原案は社会保障審議会で作られている。わが国は、言わずと知れた「超高齢社会」であり、世界一の高齢化率であるが、介護保険の 2019 年の認定者は、被保険者の約 9%、高齢者の 18% となっている。2014 年以降、認定を受けても利用していない「未利用者」は 100 万人（2 割）を超えた。この時点で、当初の理念の（3）は危ういものとなつたと言えよう。
- ・さらに、サービス料は年々、利用者は 1 割負担といえども高額になった。施設サービスは、要介護の認定がなければ受ける術もない。施設入居に至っては、要介護 3 以上でなければ望んでも許されないのが現状だ。特別養護老人ホームの定員は常に一杯で、入居できるのは、お亡くなりになっての欠員を待つしかなく、もはや、当初の理念は（1）も（2）も消失したと言うしかない。
- ・ことほど左様に「制度の維持」が困難になったなか、2024 年度から始まる第 9 次介護保険計画を形成する「見直し」は、どのように審議されているのかを注視しているが、今まで以上に利用者と家族にとって厳しいことが予想されている。
- ・2022 年 12 月時点の「介護保険制度の見直し」のうち、「給付と負担」は以下の

通り。

ア 高所得者の1号保険料の負担（負担段階の見直し）

イ 一定以上所得（2割負担）の判断基準

ウ 多床室（老健・介護医療院）の室料負担

いずれも、2023年夏まで審議されることになっているが、負担増が前提だ。

- ・ケアマネジメントの有料化、軽度者（要介護1・2）への生活支援サービスにホームヘルプとデイサービスを含むのかどうかについては、2026年末までに審議が続き、被保険者の範囲と受給権者の範囲は、期限を設けずに検討が行われる予定。
- ・2023年度予算案における介護保険関係費は、3兆6,959億円である。それでも、どんどんサービス削減が進み、保険料も利用料も増大することは間違いない。
- ・自分としては、これまで市民運動家として、利用者目線での声を挙げてきたが、放置される高齢者と家族を前にして、どこまで声を挙げ続けられるのか判らなくなっている。

③ 「保険あってサービスなし！介護保険の近未来～介護保険改悪を防ぐために」

講師 小島美里氏（NPO法人 暮らしネット・えん代表）

- ・介護保険は「古いの命綱」のはずだったが、23年後の現実を具体的に紹介しよう。

●介護保険は「家族同居、身体介護モデル」のまま

↓ 「認知症モデル」が造れずに過ぎた23年

↓ 「介護予防」に走った日々

↓ 負担増えて介護サービスなし

↓ 介護人材不足に無策（外国人頼みも限界…）

● 介護保険は持続可能、高齢者の生活は持続不可能

- ・介護関係者の賃金の低さは周知の通り。そして、認知症に適した在宅サービスはない。こうした現実を受けて、自治体議員にはしっかりチェックしてほしい。
- ・介護サービスは充足しているかを問えば、不足は加速している。申し込んでは断られる、プランに入れてもサービスなし。実態把握がなされていないのが現実であり、課題であることを理解していただきたい。
- ・これらを踏まえたうえで改悪への対抗策として、自治体から国に意見書を提出しようと提案したい。「これでいいのか、日本社会」と問い合わせよう。安心して暮らせる社会、安心して死ねる社会を求めて「政治を諦めない！」ために。

【所感】

介護保険が救世主であったはずの「超高齢社会」。しかし、サービスが使えればラッキーというのが現実だ。路頭に迷う高齢者と家族はどこに行けばよいのだろうか。今や特養も老健も、そして、認知症の高齢者の受入先といわれてきたグループホームも定員で一杯だ。在宅を支える訪問型サービスは低報酬まま、ホームヘルパーの高齢化と減少は進む。政府は、弱き者たちを「ただアンラッキー」として片づけるの

かを聞わねばならない。

小竹氏の問題提起を受けて、小島氏からは具体的な処方箋が示された。自治体議員として第9次の審議会を傍聴し、出来ることにしっかり取り組みたい。

項目	支出金額	備考
研修費	12,000 円	受講料として
計	12,000 円	